

寿司職人お試し就職支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寿司職人お試し就職支援助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「寿司職人お試し就職支援」事業とは、県内の若手寿司職人等の育成・確保を図るため、事前に調整した受け入れ先寿司店舗において、若手寿司職人等が一定期間お試し就職を行うことを支援する事業をいう。
- (2) 「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。
- (3) 「賃貸住宅」とは、自ら居住するため、賃貸借契約を締結し富山県内に借り受けた住宅（貸間を含む。以下同じ。）をいう。（ただし、配偶者、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受けている住宅を除く。）

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、富山県外に居住する者で「寿司職人お試し就職支援」事業に参加する若手寿司職人等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は助成対象外とする。

- (1) 事業実施年度の4月1日において18歳未満の者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与する者
- (3) 知事が助成対象者として不適當であると認める者

(対象経費)

第4条 対象経費は「寿司職人お試し就職支援」事業への参加に要する県内宿泊施設における宿泊費（食事代やルームサービス等に要した経費を除く。）及び賃貸住宅の家賃（敷金、礼金、共益費、駐車場料金その他これらに準ずるものを除く。）とする。ただし、受け入れ先寿司店舗、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金等の交付を受けていないことを要件とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、対象経費の2分の1の額又は2,500円に宿泊数を乗じた額のいずれか低い額とし、期間は最大3か月とする。

2 前項の規定により算出した合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てることとする。

(活動計画書)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、寿司職人お試し就職を開始する日の7日前までに活動計画書（様式第1号）を富山県知事政策局 企画室 ブランディング推進課へ提出することとする。

2 受け入れ先寿司店舗が追加となった場合は、活動計画書（様式第1号）を更新し、再度、富山県知事政策局 企画室 ブランディング推進課へ提出することとする。

（交付申請書）

第7条 申請者は、各店舗での寿司職人お試し就職が終了したときは、その日から30日を経過する日又は事業の完了の日が属する年度の末日のいずれか早い期日までに、助成金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）に次の書類を添え、知事に提出することとする。

(1) 助成対象となる経費の領収書

（助成金の交付決定）

第8条 知事は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、予算の範囲内において助成金の交付決定の内容及び助成金の額を申請者に通知する。

（助成金の返還）

第9条 知事は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この助成金交付要綱の規定に違反したとき

(2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。